

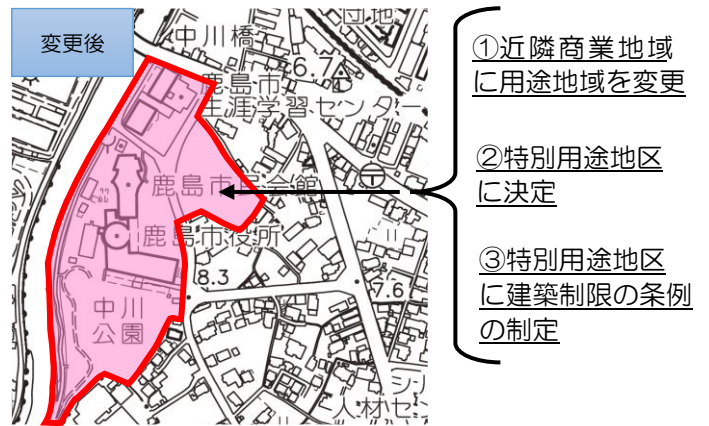
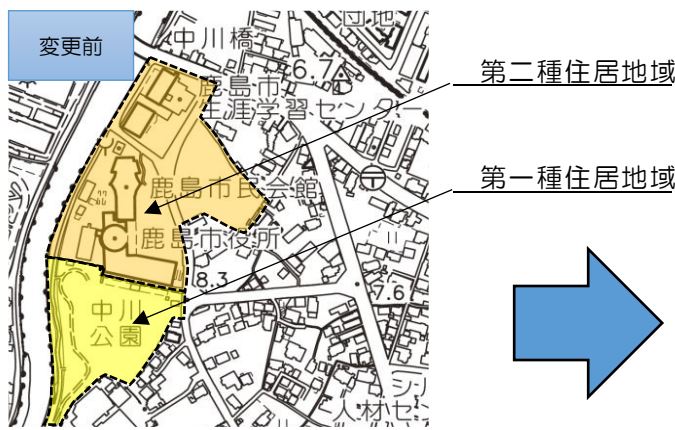
鹿島都市計画用途地域変更及び特別用途地区の決定について（概要）

鹿島都市計画の決定

土地利用の適正化を図るため、公共施設が集約する市役所一帯の公用地について用途地域の一部変更と特別用途地区を決定しました。これにより、市庁舎や新世紀センターなどの公共施設拠点性を高め、施設の連携や機能維持と充実、災害時の機能強化に繋げることができます。

- 都市計画決定の告示日 令和2年1月6日
- 都市計画図書の縦覧場所 都市建設課

鹿島都市計画の用途地域変更及び特別用途地区の決定の内容



- ①近隣商業地域に用途地域を変更
- ②特別用途地区に決定
- ③特別用途地区に建築制限の条例の制定

用途地域	第一種・第二種住居地域
建ぺい/容積率	60% / 200%
その他	-
規模	約4.4ha（公用地）

用途地域	近隣商業地域
建ぺい/容積率	80% / 200%
その他	特別用途地区（公共施設地区）
規模	約4.4ha（公用地）

※条例について

「鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例」を、令和2年1月6日に公布しました。これは、用途変更に伴って周辺の住環境に大きな変化が生じないように、特別用途地区（公共施設地区）内に大規模集客施設の建築制限を条例で決めました。

鹿島都市計画の決定までの経過の概要

次のように、都市計画法に基づき手続きを行いました。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 計画原案の作成 | 令和元年 6月 19日 |
| 2. 原案の縦覧・意見募集 | 令和元年 7月 3日 ~ 7月 24日 |
| 3. 公聴会 | 令和元年 8月 1日（意見なしで中止） |
| 4. 計画案の公告・縦覧 | 令和元年 9月 19日 ~ 10月 3日 |
| 5. 鹿島市都市計画審議会 諮問・答申 | 令和元年 11月 13日 |
| 6. 佐賀県知事協議の回答 | 令和元年 12月 12日 |
| 7. 決定告示 | 令和2年 1月 6日 |